

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 68 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2020 年も残すところ僅かとなりましたが、弊事務所は、2020 年 12 月 25 日（金）から 2021 年 1 月 3 日（日）まで休業させていただき、2021 年 1 月 4 日（月）から新年の業務を開始いたします。次回のニュースレターは 2021 年 2 月からの配信を予定しております。本年も格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。来年もより一層のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

2020 年 12 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

海外投資家向け豪州 M&A ガイド(タックス)の公表

2020 年は、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた年となりました。外国投資規制が一時的に厳格化され、多くの案件が外資審議委員会（FIRB）の審査対象となるなど、海外からの新規投資を進めにくい状況であったと言えます。しかし、2021 年 1 月 1 日より、外国投資規制が改正され、同時に、一時的に撤廃されていた FIRB の承認が不要となる金額基準も元に戻ることになりました。これにより、今後は、豪州への新規投資が増加することが見込まれます。

弊所では、海外から M&A を通じて豪州へ投資することを検討する企業に向けた豪州 M&A ガイド（タックスロードマップ）を作成・公開しました。このオンラインツールでは、海外の投資家が直面しやすい税務上の規制や論点、留意すべき事項などを、M&A の場面や段階ごとに網羅的に説明しています。例えば、買主として取引を組成する場合、売主として取引を組成する場合、契約書を作成する段階、デューデリジェンスを行う段階などで留意すべき事項や、買主が税務上のリスクを管理するために考慮すべき点などについて解説しています。

本 M&A ガイド（タックスロードマップ）は、こちらの[リンク](#)から確認できます。



その他の注目のトピック

外国投資規制の改正（外国投資）

本ニュースレターやオンラインセミナーでご紹介してきた外国投資規制の大改正について、当初の予定通り、2021年1月1日から施行されることが決定しました。同時に、新型コロナウイルスの影響で一時的に廃止されていた、外資審議委員会（FIRB）の承認が不要となる金額基準が元に戻ることとなりました。これにより、一定の金額を下回る投資については、FIRBの承認が原則不要となります。

他方で、国家安全関連事業（national security business）や連邦政府による審査請求権（call-in power）など、新たな概念やルールも予定通り2021年1月1日から導入されます。したがって、これまで承認が不要であった投資（金額基準を満たすことを理由に承認が不要であったものを含みます。）の一部が、投資の内容によっては、FIRBの承認が必要となり得る点に注意が必要です。

この他にも、法の執行権限の強化や、申請費用体系の改正、政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和など、これまでニュースレターやオンラインセミナーで説明してきた内容は、概ね予想通りの内容で法案化され、施行される見込みです。

本稿では、外国投資規制の主要な改正点と実務上の留意点について、改めて説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

重要インフラ保全法の改正と外国投資規制（外国投資）

2020年11月9日、豪州政府は、重要インフラ保全法（Security of Critical Infrastructure Act）の改正を発表しました。これにより、食品・食料品（food and grocery）部門が、重要インフラ保全法の対象となり、重要な食品・食料品に関する資産の所有者や運営者は、積極的な保全義務を負うこととなります。また、この改正は、前述の外国投資規制との関係でも影響があります。国家安全関連事業に該当する一つの類型として、重要インフラ保全法に基づく重要インフラ資産（critical infrastructure assets）を保有する事業が挙げられているため、食品・食料品に関する資産がこれに含まれるようになったことで、このようなビジネスを行っている事業・会社に投資する場合には、FIRBの承認が必要となる可能性があります。

本稿では、本改正概要と外国投資規制への影響について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説 【第2版】（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版は、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

パフォーマンスマネジメントに関する留意点（労働法）

豪州では、労務管理の一環として、従業員に対してパフォーマンスマネジメントを行うことが一般的ですが、その過程で、マネジメントを行っているマネージャーが、対象となっている従業員に対していじめやハラスメントを行ったと主張されるケースが後を絶ちません。フェアワーク委員会は、近時、このような主張に関し、パフォーマンスマネジメントが合理的であったかどうかは、従業員の主観ではなく、マネジメント行為そのものを客観的に評価すべきであると判示しました。また、マネジメントをするために「より合理的で」「より許容できる」対応があるからといって、直ちにそのマネジメント行為が合理的ではないということにはならないとも判断しています。

本稿では、本判決の概要と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

自然災害に関する王立委員会の最終報告書とその対応

山火事を始めとする豪州で発生した自然災害（national natural disaster）について、王立委員会（Royal Commission）が最終報告書をまとめ、災害発生時により適切な対応が取れるよう 80 個の推奨案を発表しました。この報告書を受けて、連邦政府は、その推奨案の多くを支持し、自然災害データの収集・共有方法の改善や自然災害時の必要物資の供給ルートのレビューなどを行うことを発表しました。また、州政府レベルにおいても、この報告書を受け、独自の対策を行うことを発表しています。

本稿では、本報告書とそれに対する各政府の対応の概要について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

今後のセミナー等の予定

豪州の不動産投資と資金調達（東京）

加納弁護士がパネリストとして参加予定であった、第4回 IBA アジアを基盤とする国際金融法会議（4th IBA Asia-based International Financial Law Conference）は、当面延期されることとなりました。同会議では、「不動産投資と資金調達」のテーマで、豪州で不動産投資を行う場合に生じる法的問題、一般的な投資ストラクチャー、資金調達の方法、クロスボーダー投資を行う際に生じる論点等について解説する予定です。

最近行われたセミナーのご報告

オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第 2 段のポイント）（2020 年 10 月 20 日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020 年 10 月 20 日に、「オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第 2 段のポイント）」をテーマに講演（ジェットロ・シドニー事務所と共催）を行い、改正案第 2 段で公表された、国家の安全に関連する投資の除外証明、政府系投資ファンドによる投資の承認要件の緩和、手数料体系の改正等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

外国投資規制の変更（2020 年 8 月 25 日、2020 年 9 月 17 日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020 年 8 月 25 日に、「外国投資規制の変更」をテーマに講演（西豪州日本人会商工部会と共催）を行い、外資投資規制の主要な改正点と今後オーストラリアに投資する企業が特に留意すべき事項について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。また、講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)にてご覧いただけます。また、加納弁護士と山浦弁護士が、2020 年 9 月 17 日に、ジェットロ・シドニー事務所主催のウェビナーにおいて、同じテーマで講演を行いました。

COVID19 の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策（2020 年 5 月 29 日、オンライン）

加納弁護士が、2020 年 5 月 29 日に、「COVID19 の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催 2020 年度第 1 回オンライン勉強会）を行いました。新型コロナウイルスによって打撃を受けた企業を救済するための二つの立法について、制度の概要と実務上の留意点等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。

最近の出版物等

『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版では、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』（2019）

本稿は、オーストラリアにおいて事業機会を求める投資家や事業者のために作成されたものであり、対オーストラリア投資を成功に導くために知っておいた方がよい法律や規制を網羅し、その概要について紹介する最新版の冊子です。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。ウェブページ版は[こちら](#)です。

『日本企業によるオーストラリアへの投資の状況と留意点』（2020）

加納弁護士が、昨今のコロナ危機を踏まえた日本企業による豪州への投資の状況と投資後に留意すべき点を説明した、短い日本語のご案内ムービーです。本動画は、こちらの[リンク](#)からご視聴いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご留意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト Jessica Lee
メール：jeslee@claytonutz.com



ロイヤー 藤崎信吾
（日本に出向中）



コンサルタント 嶋田雅
メール：mshimada@claytonutz.com



ロークラーク 高木大輔
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：dtakagi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com